

[事案 2020-91] 入院給付金支払請求

・令和2年12月3日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年8月に早期食道胃接合部がんで入院し、内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術を受けた結果、リンパ節への転移の可能性があったことから、平成30年10月に再度入院し、噴門側胃切除術、空腸間置再建術を受け、令和2年3月まで入院したため（本入院）、昭和61年7月に契約したがん保険にもとづき入院給付金を請求したところ、平成30年11月下旬のものまでは支払われたものの、それ以降の入院は、約款所定の入院に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、本入院はがんの治療を受けることを直接の目的とした入院に該当することから、入院給付金を支払ってほしい。

(1)平成30年10月の手術後、吻合部出血による出血性ショックをきっかけとして心停止し、緊急蘇生で心拍は再開したものの、心停止したことによる低酸素脳症の後遺症により寝たきりの高度障害状態になったので、高度障害状態も噴門側胃切除術の合併症である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

(1)がんそのものに対する治療（摘除手術、抗がん剤治療、放射線治療）を実施しなければ絶対に生じない合併症に対する治療のための入院は、がんの治療を受けることを直接の目的とする入院に該当するとの取り扱いをしている。

(2)本件では、がん手術の縫合不全は、がん手術を実施しなければ絶対に生じない合併症であるから、縫合不全に対する治療による平成30年10月から11月下旬の間の入院は、入院給付金の支払対象になるが、心停止は、申立人の手術前からの持病により生じた不整脈を原因とするものであるから、その後の病態に対する医療行為は、がんの治療を直接の目的とするものではないため、約款所定の入院には当てはまらない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人の成年後見人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考にするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院が入院給付金の支払対象になるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。